

第5次 経営行動計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

(一財) 茨城県建設技術公社

目 次

I	経営行動計画の策定について	1
II	経営方針	1
III	事業	2
1	公益目的事業・公益的事業	2
(1)	建設事業に関する技術・技能の研修事業	2
(2)	建設事業に関する技術相談事業	2
(3)	公共事業支援統合情報システム（建設 CALS/EC）の運営及び 管理普及事業	3
(4)	茨城県土木設計積算システムの共同利用による運営管理事業	3
(5)	公共土木施設災害復旧事業の技術的支援事業	4
(6)	社会貢献事業	4
2	収益目的事業	5
(1)	建設事業に関する積算、施工管理の支援事業	5
(2)	公共土木施設等管理業務の支援事業	6
(3)	土地区画整理事業に関する業務の支援事業	7
(4)	市町村における橋梁長寿命化修繕計画への支援事業	7
(5)	災害復旧業務の支援事業（災害復旧実務講習会の実施）	8
(6)	設計・積算の品質向上	8
IV	組織・人員	9
1	組織体制等	9
(1)	組織体制	9
(2)	人員配置	9
2	職員の資質向上	10
(1)	職員研修	10
(2)	若手職員の育成及び資格取得制度	11
3	働き方改革の推進	11
V	財務（持続可能な法人経営）	13

I 経営行動計画の策定について

茨城県建設技術公社は、昭和41年4月の設立以来、一貫して県及び市町村の建設行政支援を行い、県勢の発展や県民生活の向上に大きく寄与してきました。平成24年4月に公益法人制度改革に基づき一般財団へ移行し、建設行政が円滑かつ効率的に執行できるよう継続して各種の技術支援を行っているところです。

また、茨城県出資法人等指導監督基準に基づき、平成16年2月に第1次経営行動計画（平成16年度から平成20年度）、平成20年3月には、品確法や公益法人制度改革関連3法に対応して先行計画を改定した第2次経営行動計画（平成19年度から平成24年度）を策定しました。

東日本大震災後の平成26年3月には、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする第3次経営行動計画を策定し、さらなる経営の効率化・合理化に努めるとともに、平成31年度から令和5年度を計画期間とする第4次経営行動計画においては、ICT工事の普及・促進やワーク・ライフ・バランスの促進などによる当公社へのニーズに的確に対応するため、事業、組織・人員、財務についての基本方針を定めたところです。

今般、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害への対応とともに、デジタル技術の積極的な活用などデジタル・トランスフォーメーション（DX）への対応、さらには持続可能な法人経営や事業展開などSDGsに配慮した経営戦略などが求められてきていることから、これらの課題に対応するとともに、県・市町村からのニーズに的確に応えていくため、令和6年度から5年間の事業、組織・人員、財務についての運営方針を第5次経営行動計画として取りまとめました。

II 経営方針

- 1 建設行政の支援・補完機関として、県及び市町村が行う社会資本整備事業の円滑な執行を支援します。
- 2 社会資本整備事業に関する設計、積算、施工管理などの事業を継続するため、ICT工事やAIなどを用いた新たな事業展開も見据えながら、デジタル・トランスフォーメーション（DX）に積極的に対応するとともに、効率的な業務運営により財務の安定を図り、持続可能な法人経営に努めます。
- 3 事業の実施にあたっては、常に効率性や正確性などの改善を進めて職員の業務処理能力及び資質の向上を図るとともに、働き方改革を推進します。

Ⅲ 事業

1 公益目的事業・公益的事業

(1) 建設事業に関する技術・技能の研修事業

ア 現状・課題

県及び市町村の公共施設の建設・維持管理に携わる職員の技術の向上を図るため、次により各種の研修を実施した。

初任者向け技術研修として、市町村職員に道路計画に必要な基礎知識及び工事現場における施工技術を習得する建設技術関係職員(道路)研修など5講座を開催し、全市町村の職員が参加した。また、市町村建設関係職員の技術力と資質を向上させるため短期派遣研修として、(一財)全国建設研修センターが開催する専門研修に毎年度市町村職員を派遣している。

県及び市町村職員・民間業者を対象とする電子入札システム操作研修などの建設IT研修(5講座)を開催し、要請研修は、県及び市町村職員・建設関係者を対象に工事検査の実務に関する講座など毎年度実施している。専門分野別研修として、積算システム操作研修・労働災害防止講習会など3講座を開催した。

新たな取り組みでは、国土交通省が進める建設DXをはじめ高度なICT技術の活用への支援として、3次元モデルを活用した研修を実施していくことが必要である。研修事業においては、従来の研修方針を踏襲しながらも、研修参加者のアンケート調査結果に応える研修内容としている。

イ 今後の方針

引続き、市町村職員の初任者向け技術研修(5講座)や専門分野別研修(4講座)、建設IT研修(5講座)などの研修を実施し、建設・維持管理に携わる職員の技術の向上を図る。

研修内容は、建設DXの普及となる3次元CADを活用した研修の充実を図るなど、建設現場における生産性向上に寄与するため実際に使える知識の習得に向けたものとする。

また、アンケート調査も継続して実施し、要望に基づいた研修を検討し開催していく。

(2) 建設事業に関する技術相談事業

ア 現状・課題

市町村等における公共事業が円滑に推進できるよう、次により技術的助言や相談対応を実施した。

技術相談件数は、年間100件前後で推移しており、設計や積算に関する相談のほか、災害復旧事業の進め方や概算工事費の算出及び会計検査への対応などが主な相談内容となっている。

相談方法は、相談者が当公社職員に直接質問する電話や往訪・来訪によるものが主体であるが、当公社HPの相談フォームを活用した相談もある。

イ 今後の方針

引続き、県及び市町村の職員からの相談に電話、メール、あるいは、直接出向くなどして対応する。特に、建築技術者がいない市町村については、初期段階から継続的かつ丁寧な対応に努める。

(3) 公共事業支援統合情報システム（建設CALS／EC）の運営及び管理普及事業

ア 現状・課題

公共工事に係る入札手続きについて、発注者・受注者双方の事務の軽減を図るため、電子化システムを共同利用する茨城県建設CALS／EC共同利用センターの運営を行っている。また、管理普及にあたっては、建設CALS／ECの導入効果や共同利用に参加する団体を増やすことが利用料の負担軽減につながることから、市町村への説明に努めた結果、令和5年度における電子入札システム及び電子申請システムの利用団体は、32団体、33団体に増えた。

CALS／EC相談（ヘルプ）件数は、電子入札・電子申請の2システムを合せて年間4,000件程度で推移しており、入札システムの初期設定方法や各システムの操作方法についての問い合わせが多い。

イ 今後の方針

引続き、共同利用センターを運営管理するとともに、電子入札システム未加入13自治体、電子申請システム未加入12自治体への普及を行う。また、「公共事業におけるCALS／ECの導入効果」のパンフレットを用い、導入による効果を説明し加入促進に努める。

(4) 茨城県土木設計積算システムの共同利用による運営管理事業

ア 現状・課題

工事発注における事務の効率化とコストの削減を図るため、土木設計積算システムの開発、改修及び運営管理を行っている。

利用団体は、令和2年度より県及び県内全市町村導入となった。その他の団体で導入検討がある場合は、単価や歩掛等の改訂作業の事務負担が軽減されるなど説明を行いシステム普及に努めていく。

また、利用者からの相談件数は年間100件程度となっており、システムの操作方法についての問合せが多い。

システム改修については、共同利用協議会の意向のもと利便性の高い機能を検討していくことが必要である。

イ 今後の方針

引続き、土木設計積算システム共同利用運営協議会の特別会員として適正な運営管理を行うとともに、利用団体からの問合せに対応する。

(5) 公共土木施設災害復旧事業の技術的支援事業

ア 現状・課題

公共土木施設災害復旧事業は、迅速な対応が求められることから、県や市町村からの緊急的な相談に対し、当社をあげて対応している。いざという時のために、河川・道路災害復旧実務要領や直近の事例をもとに、災害復旧事務にかかる講習会を開催し、災害復旧業務についての理解を深めている。

また、災害発生時には、県内被災地方公共団体等が行う被災状況の把握をすするため、無人航空機(以下「ドローン」という。)を活用した空撮支援隊「技術公社 Team sky」を設置し、空撮による被災状況の映像提供も行っている。令和5年の台風第13号においては、日立市・北茨城市の要請により16箇所の空撮を行い、提供した映像は災害査定の資料として使用し業務の効率化を図ることができた。

イ 今後の方針

県や市町村の災害復旧事業は、社会的にも極めて緊急・重要な事業であるため、当該事業による支援を引続き実施していく。

「技術公社 Team sky」においては、災害時における活動が円滑に行えるよう操縦技能を向上させるための飛行訓練を実施していく。また、自治体要請に対し迅速に対応できるよう、配備機体は航空局標準マニュアル「無人航空機の点検・整備」にならない日々管理するものとする。ドローンについては技術開発と環境整備が今後も進展していくことから、状況の変化に応じ新機種導入などを検討していく。

(6) 社会貢献事業

ア 現状・課題

公益目的事業に加え、県及び市町村が抱える課題の解決や事務の改善を図るための先駆的な試みに対し、当社が支援する社会貢献事業を平成29年度に開始した。

令和5年度までに、県や市町村が提案し当社と共同で行う提案型事業26件及び当社が自ら企画して行う自主型事業2件を実施し、本事業で検証した「道路維持管理支援システム」は、現在、県土木事務所等において通常業務で運用されているなど成果を上げている。

イ 今後の方針

建設行政の円滑な執行や事務効率化が図られるよう、引き続き県や市町村からの提案を受け先駆的な取り組みを支援していくとともに、DXの推進や当公社の新たな事業創出に繋がる取り組み等について検討し、その成果が社会に貢献できる内容となるよう事業を継続していく。

2 収益目的事業

(1) 建設事業に関する積算、施工管理の支援事業

ア 現状・課題

(積算)

土木工事及び建築工事の積算業務は、当公社の主たる事業であり、県及び市町村に対する発注者支援機関として業務を受託している。

平成30年度から令和4年度の茨城県の年平均起工額1,293億円に対し、当公社の積算工事金額は平均347億円(27%)に達しており、県受託については事例の少ない工種や高度な技術力を要する工種の積算業務が多く、市町村受託については少ない技術職員を補うための依頼が多くなっている。

(施工管理)

土木工事及び建築工事の施工管理業務は、現場技術員として発注者の工事監督補助を行うものである。

近年における工事件数は、土木工事年間約350件、建築工事年間約20件の施工管理業務を受託している。受託内容は、土木工事は橋梁工事等の専門的要素の大きい工事のほか、国土強靱化による道路・河川整備工事、老朽化施設の更新による上水道工事が多い。また、建築工事は公共構造物の新築・改修工事を主とした施工管理業務となっている。

このような業務を受託していくにあたり、経験豊富な人材を確保することに努めるとともにアウトソーシングも活用しながら発注者の要望に応じていくことが必要である。

イ 今後の方針

(積算)

土木工事及び建築工事の積算業務の品質向上に努めるとともに、県及び市町村の若手職員に対し経験不足を補えるよう成果品に積算根拠資料を添付するなど、発注者支援を強化する。

また、高度な積算等のニーズに対応するため職員個々の技術力向上を図る。

(施工管理)

当公社に対する期待に応えるべく職員個々のスキルアップに努め、県はもとより、技術職員の不足が懸念される市町村からの要請に応え、技術補完機関としての重要な役割を果たしていく。

また、従来から取り組んでいるICT活用工事の管理等についても、要望に応じて対処していく。

(2) 公共土木施設等管理業務の支援事業

ア 現状・課題

(台帳作成)

県における道路台帳・橋梁台帳の更新業務を毎年度受託している。県は、地方交付税算定基礎資料として、面積や延長等を算定できる「茨城県道路台帳管理システム」を使用しており、当公社がシステムの維持管理を行っている。

(公共施設の管理)

ダム管理補助業務については、各ダム職員の日常の管理業務における事務執行を補助している。また、大雨洪水等により出動要請があった場合の応援体制を整えている。今後、ダム管理補助員の高齢化が想定される中、補助員の安定的な人材確保と日常業務における円滑な代理勤務の態勢作りを図っていくことが必要である。

(システム)

県及び市町村が保有している公共土木施設の紙媒体資料の電子データ化や、既存電子データの登録を行う「いばらき公共土木施設情報保管システム」、公園台帳等を管理する「公園台帳システム」について検討を行った。

また、令和5年度に、茨城県道等の日常管理において県職員と請負業者が携帯端末等で情報共有が可能となる「茨城県道路維持管理支援システム」の本格運用を開始するとともに、茨城県の道路維持課に関する情報を統合する基盤となる「茨城県道路メンテナンスプラットフォーム」の開発を行った。

イ 今後の方針

(台帳作成)

今後も県と協力し、「茨城県道路台帳管理システム」の利便性向上に努めるとともに、引続き各種台帳の作成更新業務を行っていく。

(公共施設の管理)

ダム管理補助業務については、日常の管理業務における事務執行補助に加え、ダム見学会の準備・案内等を行うとともに、緊急時における応援体制を継続していく。

(システム)

「茨城県道路メンテナンスDX」の一環として、「茨城県道路メンテナンスプラットフォーム」及び「茨城県道路維持管理支援システム」の運用を継続するとともに、国の施策等を参考に茨城県や県内市町村におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現に資する取り組みを行う。

(3) 土地区画整理事業に関する業務の支援事業

ア 現状・課題

土地区画整理事業について、情報管理業務や積算・監督補助をつくば2地区の事業に関し、区画整理課として駐在職員も含め8人体制で支援業務を実施している。

また、工事発注に伴う積算及び監督補助業務に関しては、2地区の全体工事金額に対する当公社が関わった工事の合計金額が、75%以上となっている。

なお、つくば2地区については、土地造成工事が令和6年度でほぼ完了となり、その後、換地処分が行われ土地区画整理事業が完了する予定である。

市町村で施行される土地区画整理事業等に関しては、監督指導官庁となる市町村に対し、助言相談や監督補助業務を実施している。

イ 今後の方針

県施行のつくば2地区の土地区画整理事業については、令和6年度まで情報管理業務及び積算・監督補助業務を継続し、その後、事業完了まで情報管理業務を支援していく。

また、今後見込まれる圏央道周辺の工業団地等の新たな開発事業に対しては、引続き市町村等に助言相談を実施するとともに、積算・監督補助業務において支援を行う。

(4) 市町村における橋梁長寿命化修繕計画への支援事業

ア 現状・課題

橋梁点検の手法を定めた「橋梁点検の手引書」について、令和2年3月に改訂し、県及び市町村に無償配布を行うとともに、地域一括発注の担い手として平成31年度から令和4年度までに16市町、約3,000橋について近接目視による橋梁定期点検を行った。

また、維持管理をするうえで重要なデータの保管・閲覧を行う「いばらき橋梁情報管理システム」の提供を行った。

橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁修繕に係る設計業務65橋及び積算業務182橋について受託した。

イ 今後の方針

橋梁定期点検の地域一括発注の担い手として市町村からの要請に応じていく。また、「いばらき橋梁情報管理システム」について提供を継続するなど、メンテナンスサイクルの着実な履行に資する取り組みを行っていく。

(5) 災害復旧業務の支援事業（災害復旧実務講習会の実施）

ア 現状・課題

災害復旧業務は、平成30年度から令和4年度の5か年で全体190件（県114件・市町村76件）のうち167件（県114件・市町村53件）を受託した。県は査定積算及び実施積算の支援を行い、市町村は測量から査定及び実施設計・積算までを一括で支援した。

また、災害復旧業務の支援協力関係にある（一社）茨城県建設コンサルタンツ協会とは、常に災害復旧の改正点や災害査定状況など最新情報を共有していくことが必要である。

イ 今後の方針

災害復旧業務は、県及び市町村に対しての緊急・重要な支援であることから、国庫負担金申請にかかる調査・設計及び図書作成は通常業務に優先して迅速・的確に対応する。

また、災害復旧業務を円滑に実施するため、（一社）茨城県建設コンサルタンツ協会と講習会を開催し情報の共有を図っていく。

さらに、大規模災害の復興支援については、全国建設技術センター等協議会からの要請に対応していく。

(6) 設計・積算の品質向上

ア 現状・課題

設計書の品質確保のため、設計書照査の手引きを平成30年11月に取りまとめ、令和4年9月に改訂し運用している。

また、設計業務について、内容の妥当性等を審査するため、技術検討会による検証を行っている。

イ 今後の方針

橋梁上部工やトンネル工事など、複雑な工種や特殊な工種、金額の大きな工事設計書の審査が増加すると見込まれることから、設計書照査の手引きと技術検討会を活用するとともに、常に品質の向上を図りながら適正な成果品の納入に努める。

IV 組織・人員

1 組織体制等

(1) 組織体制

ア 現状・課題

当社は、令和5年4月1日現在、本部4部9課（総務部：2課、管理部：3課、技術第一部：2課、技術第二部：2課）、2支部5課（県南支部：3課、県西支部：2課）の体制で運営している。

職員定数（83名）を踏まえた計画的な採用と適正な人事配置を行うとともに、働き方改革により組織の活性化に努めている。また、職員研修を実施しコンプライアンスの意識向上や能力開発、人材育成に努めている。

令和5年4月時点で、40歳台、50歳台のプロパー職員が53%を占めている一方で、30歳台19%、20歳台28%と若年層が少なく、偏った年齢構成となっている。

また、平成27年度、28年度に労働基準監督署から、時間外労働に関する協定の是正勧告を受けており、引き続き、適正な時間外労働の推進など、働きやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。

イ 今後の方針

今後10年以内に33%の職員が退職することから、計画的な職員採用と資格取得の促進などにより、組織体制の維持と若手の育成、技術の継承を図るとともに、再雇用職員や主に県職員OB等を採用している技術系の嘱託員についても、制度の見直しなどにより、必要な人員の確保と若返りを図っていく。

事業収束に向かう土地区画整理事業については、県等の動向を踏まえ組織体制づくりを進める。

また、定年の引き上げについては、他県及び県出資団体等の動向を踏まえながら適切な対応を検討していく。

さらに、適正な時間外労働、休暇の取得促進など、効率的な業務運営の徹底とより一層働きやすい職場環境づくりを推進する。

(2) 人員配置

ア 現状・課題

令和5年4月1日現在の職員構成は、プロパー職員（県派遣等含む）78名、再雇用職員5名、嘱託員58名の141名となっている。

令和4年度の職員採用に当たっては4度の採用試験を行い、10名（事務3、土木7）の募集に対して9名（事務3、土木6）を採用したが、土木職については、新卒者は大卒程度の1名のみで社会人経験者を5名採用した。再雇用職員については、退職前の経験を生かした業務に配置するとともに若手職員の育成を担当している。資格・経験を要する業務については嘱託員を採用して対応しており、特に、施工管理業務については、県職員OBや民間企業での経験者

を採用している。土地区画整理事業収束後の組織の廃止と併せて適正な人員配置を検討する必要がある。また、人事評価制度を活用し能力や適性に応じた人事配置を行っている。

イ 今後の方針

職員定数（８３名）を踏まえた計画的な採用により年齢構成の適正化を図るとともに、特に、新卒の応募が少ない土木職の採用に当たっては、社会人経験者や高校卒程度職員の積極的な採用に努める。

引き続き、人事評価制度を活用した能力・適性の把握、資格取得制度や業務目標制度を活用した職員の働く意欲の促進などにより、人材育成と適正な人事配置に努める。

また、再雇用職員や技術系嘱託員についても、制度の見直しなどにより、必要な人員の確保を図り、プロパー職員を補完し安定して業務運営が担える人員配置に努める。

2 職員の資質向上

(1) 職員研修

ア 現状・課題

公共事業の技術分野を補完する当公社の使命に鑑み、プロパー職員の技術力・事務処理能力の向上を図るため、技術短期研修（全国建設研修センター）や自主的研修に参加している。

令和５年度はスキルアップを図るため技術短期研修（全国建設研修センター）に延べ３８名が参加した。また、市町村技術職員の資質向上のための積算研修会を２０回開催し、職員自らが講師として延べ４０名が対応した。

デジタル技術を活用していくためのドローン操作に必要な航空局許可承認を取得するため２５名の職員が研修に参加した。そのうち、令和５年度は１２名の職員が国家資格「無人航空機操縦士技能証明」取得に向けた講習会を受講した。

業務に必要な技術資格の取得を目指す職員には、資格取得講座受講の費用を助成し、令和５年度は８名が受講した。

今後も公共事業の補完機関としての役割を一層強化するため、業務の遂行に必要な資格取得について助成し支援していくことが必要である。

イ 今後の方針

引き続き、技術短期研修・資格取得講座等を受講し、各種資格の取得を図り、技術力向上に努める。

また、自らが研修の講師を務めることで、職員の意識向上やスキルアップを図っていく。

(2) 若手職員の育成及び資格取得制度

ア 現状・課題

人材育成には時間と労力を必要とすることから、計画的に「人材の育成と確保」を進めるため、入社5年未満の職員を対象に、資格取得プログラムを作成し、資格取得の促進を図っている。

また、新入職員を職場の戦力として早期に育成することを目的とし、OJTによる支援やフレッシュマントレーナーの配置により、技術面だけでなく資格取得に向けたアドバイスや、接遇、マナー等についても指導している。これらにより、指導者側の職員についてもスキルアップを図っている。

イ 今後の方針

若手職員の育成については、引続きフレッシュマントレーナーを配置し、担当課をあげて技術面の知識と社会人としての基礎を備えた人材の育成に取り組んでいく。資格取得プログラムについては、毎年更新を行い、資格の早期取得を図る。

また、早期に技術力が身に付くよう、高いスキルをもつ熟練職員である再雇用職員や技術力のある嘱託職員が、若手職員とペアとなり業務に従事しながら必用な倫理観や技術を継承し、若手職員の育成を図っていく。

3 働き方改革の推進

ア 現状・課題

仕事と生活が両立できる環境づくりや職員の意識改革を図るため、長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、働き方改革を推進している。

(適正な時間外労働の推進)

職員の時間外勤務の状況について幹部会議で情報共有するなど、適正な時間外勤務についての意識改革を図るとともに、知識・経験等を有する嘱託員の採用や一部業務の外部委託により、業務の効率化・平準化に努めている。

(有給休暇の取得促進並びに育児・介護支援制度の利用促進)

職員の仕事と子育ての両立支援を図るため、一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法一体型、令和4年4月1日～令和9年3月31日)を策定し、育児休業・休暇制度の利用促進、年次有給休暇の取得促進などに努めた。その結果、一人当たりの有給休暇平均取得日数は、令和元年(9.9日)以降、令和4年度(12.0日)まで、毎年度増加している。

また、育児・介護休業法の改正に併せて育児・介護休業規程を改定し、子育てや家族の介護を行う職員が利用できる育児・介護支援制度の充実を図った。

(健康の確保)

労働安全衛生法の規定に基づき、職員の健康の確保と快適な職場環境の維持を目的として必要な措置を講じるため、平成26年12月から衛生委員会を設置し毎月1回開催している。

主に、時間外勤務や休暇の取得状況、健康診断結果等をもとにした産業医の指導のほか、施工現場の暑さ・寒さ対策や職場環境の改善等について審議し対応している。また、毎年4回、衛生管理者を中心に職場巡視を実施し、職員からの意見をもとに健康の確保と快適な職場環境の維持に努めている。

イ 今後の方針

引き続き、長時間労働の是正、有給休暇や育児・介護支援制度の利用促進、職員の健康の確保に努めるとともに、育児・介護支援制度の利用促進など、働き方改革を推進する

(適正な時間外労働の推進)

職員の時間外勤務の状況について幹部会議で情報共有するなど、引き続き、改正労働基準法の36協定の趣旨を踏まえ、適正な時間外勤務についての意識改革を図る。

(有給休暇の取得促進並びに育児・介護支援制度の利用促進)

改正労働基準法の施行により、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日の休暇を取得させることが使用者の義務となることから、制度の趣旨の周知を図る。休暇日数が5日に満たない職員には時季を指定して休暇を取得させる。

また、育児・介護のために利用可能な各種支援制度を紹介する「両立支援ガイドブック」等を活用し、職員が仕事と育児や介護等を両立させることができる働きやすい環境の整備を図る。

(健康の確保)

引き続き、毎月開催する衛生委員会で、職員の健康診断、長時間労働の是正、ストレスチェックの実施、メンタルヘルスケア、職場環境の改善などの基本対策について審議するなど、職員の健康の確保と職場環境の改善に努める。

V 財務（持続可能な法人経営）

ア 現状・課題

平成30年度から令和4年度においても、市町村橋梁の長寿命化のための点検・診断・修繕等をはじめ積算・施工管理業務等の受託事業により、安定的かつ継続的に黒字を計上し経営の安定化に努めてきた結果、公益目的支出計画も着実に実施することができた。

引き続き持続可能な法人運営に努めるためにも、経常経費の抑制に努めながら財務の健全性を維持し、より一層の公益目的事業の実施と社会貢献事業を実施していく必要がある。

イ 今後の方針

各年度の収支バランスの均衡に努めるとともに、引き続き積立資産を活用した社会貢献事業の実施や、老朽化の進む支部庁舎の将来のための整備費用を計画的に積み立てていく。さらに、公社の経営が安定し正味財産が増加している中、公益目的支出計画による公社の支出額を増額し、県及び市町村の負担軽減を図るとともに、公益目的支出計画に基づく実施事業の終了後も安定的かつ計画的に同事業を実施できるよう積み立てていく。引き続き、多様化する建設行政のニーズに対応しつつ、中長期的な視点に立って財務の安定を図り、持続可能な法人経営に努めていく。